鹿沼市告示第２５８号

鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり告示する。

令和　８年１１月２７日

鹿沼市長　松　井　正　一

１　業務概要

（１）業務名

鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務

（２）業務内容

ＰＯＳレジシステム（セミセルフレジ、自動釣銭機付ＰＯＳレジ、自動釣銭機なしＰＯＳレジ）及びキャッシュレス決済端末を導入し、運用保守を行う。

（３）履行期間

導入設定期間：契約締結日から令和　９年　２月２８日まで（機器導入完了まで）とする。

運用保守期間：令和　９年　３月１日から令和　１４年　２月２９日まで（５年間）とする。

（４）提案限度額

ア　導入費：１９，５００千円（消費税及び地方消費税を含む）

イ　運用保守費（５年間）：１６，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

※各限度額を超える提案を行った場合は、失格とする。

２　参加資格

次の要件をすべて満たす企業とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく鹿沼市の入札参加制限を受けていない者であること。

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされた者。

（３）国税、都道府県税、鹿沼市税の滞納をしている者でないこと。

（４）参加表明の日から契約候補者の特定の日までの期間に、鹿沼市の指名停止措置を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

（７）令和３年１月以降に、自治体等において、仕様書に定める同種システム（ＰＯＳレジシステム・収納関連システム）の導入実績があること。ただし、本稼働中のものとし、稼働予定は含まない。

（８）ISMS 適合性評価制度（ISO27001）の認証を取得していること。

3　選考スケジュール

事　項	日　程
プロポーザル実施要領の公表・配布期間	令和８年１１月２７日（金）から １２月２５日（金）午後５時まで
質問に対する受付期限	令和８年１２月８日（火）午後５時まで
質問一斉回答	令和８年１２月１１日（金）
参加表明書提出期限	令和８年１２月１６日（水）午後５時まで
参加資格確認結果の通知	令和８年１２月２１日（月）まで
提案書等提出期限	令和８年１２月２５日（金）午後５時まで
審査会（デモンストレーション及びプレゼンテーション）	令和９年１月７日（木）
審査結果通知	令和９年１月１４日（木）まで
契約手続き	審査結果通知以降
業務委託開始	令和９年１月下旬～

4　配布書類

プロポーザル実施関連

ア　公募型プロポーザル実施要領
イ　【別紙１】仕様書
ウ　【別紙２】評価基準
エ　【別紙３】審査会実施内容
オ　【別紙４】契約候補者選定審査委員会設置要綱

提出書類関連

ア　【様式１】質問書
イ　【様式２】プロポーザル参加表明書
ウ　【様式３】事業者概要
エ　【様式４】同種システムの導入実績
オ　【様式５－１】提案書表紙
カ　【様式５－２】独自提案書表紙
キ　【様式５－３】操作マニュアル表紙
ク　【様式６－１】見積書、【様式６－２】内訳明細書、
　　【様式６－３】取扱決済サービス・ブランド及び決済手数料率
ケ　【様式７】仕様への代替案提案書
コ　【様式８】プロポーザル参加辞退届

5　契約候補者の選考と審査

プロポーザルの審査を公正に行うため、「鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務事業候補者選定審査委員会」を設置し、審査①（書類審査）及び審査②（デモンストレーション及びプレゼンテーション）を実施する。審査は審査委員が評価項目ごとに評価を行い、各事業者の評価点は、各委員評価の合計点とする。

6　手続等

担当部局

提出先及びこの公告全般に関すること

〒322-8601　栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市 行政経営部 行政経営課 行政経営係

TEL：0289-63-2211　　FAX：0289-63-2224

Email：gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp

7　その他

（1）業務委託契約書の作成を要する。

（2）詳細は「鹿沼市本庁及びコミュニティセンターにおけるＰＯＳレジシステム導入及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領」による。

（3）システム稼働後の保守運用業務については、本業務完了後に随意契約とする。